

令和4年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康
保険税の減免について（答申）

このことについて、令和4年2月4日付で武蔵村山市国民健康保険運営協議会から別紙のとおり答申がありましたので、お知らせします。

**令和4年度国民健康保険税率等
及び多子世帯に対する国民健康
保険税の減免について（答申）**

令和4年2月4日

武蔵村山市国民健康保険運営協議会



目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 国保事業費納付金の算定結果等の分析 | 2 |
| 1 令和4年度国保事業費納付金の算定結果 | 2 |
| 2 令和4年度標準保険税率の算定結果 | 2 |
| 3 一人当たり保険税額の比較 | 2 |
| (1) 本市の状況 | 2 |
| (2) 多摩26市の状況 | 2 |
| 4 国保事業費納付金における参考指数の状況 | 3 |
| 5 令和3年度国民健康保険税率等の状況 | 3 |
| 6 国民健康保険被保険者を取り巻く状況等 | 3 |
| 7 直近の一人当たり医療費及び受診率の推移 | 4 |
| 8 応能・応益割合の設定方法 | 5 |
| 9 当初予算における法定外繰入金の状況 | 5 |
| 令和4年度国民健康保険税率等について | 6 |
| 1 令和4年度国民健康保険税率等における考え方 | 6 |
| 2 令和4年度国民健康保険税率等 | 6 |
| (1) 基礎（医療）分 | 6 |
| (2) 後期支援金分 | 7 |
| (3) 介護納付金分 | 7 |
| (4) 令和4年度税制改正大綱に伴う対応 | 7 |
| 多子世帯に対する国民健康保険税の減免について | 9 |
| 1 導入の経過 | 9 |
| 2 多子世帯に対する減免制度について | 9 |
| 3 多子世帯に対する減免制度の評価について | 9 |
| (1) 減免実績について | 9 |
| (2) 効果等評価指標 | 9 |
| 4 国の未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置について | 10 |
| 5 本市の国民健康保険税の多子世帯に対する減免制度について | 10 |
| おわりに | 11 |

はじめに

本協議会は、市長から諮問があった「令和4年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」（令和3年12月10日付武発第1803号）を、計3回にわたって調査・検討した。

十分に審議を行った結果、令和4年度に改定すべき国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

国保事業費納付金の算定結果等の分析

本協議会では、令和4年度に東京都に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）及び国保事業費納付金を支払うために必要な標準保険税率の算定結果並びに本市の国民健康保険事業の状況等を分析し、令和4年度の税率等について検討した。今般東京都から示された令和4年度の国保事業納付金については、東京都が医療費等の算定に当たり、令和3年度の実績を基礎として、令和元年度から令和3年度までの伸び率により推計を行う中で、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えのあったとされる令和3年4月及び5月の実績を除く通年の伸び率により算出した数値に補正したことにより、例年になく大幅な上昇となった。

1 令和4年度国保事業費納付金の算定結果

| 課税項目 | 国保事業費納付金 (令和4年度) | 国保事業費納付金 (令和3年度) | 差引増減額 (令和4年度-令和3年度) |
|---------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 基礎（医療）分 | 1,597,664,315円 | 1,479,589,187円 | 118,075,128円 |
| 後期支援金分 | 477,341,586円 | 498,275,434円 | ▲20,933,848円 |
| 介護納付金分 | 196,281,400円 | 203,590,701円 | ▲7,309,301円 |
| 合計 | 2,271,287,301円 | 2,181,455,322円 | 89,831,979円 |

2 令和4年度標準保険税率の算定結果

| 課税項目 | 標準保険税率 (令和4年度) | | 本市税率 (令和3年度) | | 増減率及び増減額 | |
|---------|-------------------|---------|-----------------|---------|----------|---------|
| | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 |
| 基礎（医療）分 | 7.60% | 44,792円 | 5.62% | 31,200円 | 1.98% | 13,592円 |
| 後期支援金分 | 2.42% | 13,844円 | 1.81% | 12,500円 | 0.61% | 1,344円 |
| 介護納付金分 | 2.29% | 16,623円 | 1.76% | 13,000円 | 0.53% | 3,623円 |

3 一人当たり保険税額の比較

(1) 本市の状況

| 令和4年度確定係数に基づく保険税額(A) | 令和3年度確定係数に基づく保険税額(B) | 増減率① (A)/(B) | 令和3年度当初賦課時の保険税額(C) | 増減率② (A)/(C) |
|----------------------|----------------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| ※146,550円 | 138,269円 | 5.99% | 86,291円 | 69.83% |

※多摩26市中、税額の高い順で24位となっている。

(2) 多摩26市の状況

| 令和4年度確定係数に基づく保険税額(A) | 令和3年度確定係数に基づく保険税額(B) | 増減率① (A)/(B) | 令和3年度当初賦課時の保険税額(C) | 増減率② (A)/(C) |
|----------------------|----------------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| 159,693円 | 150,126円 | 6.37% | 92,851円 | 72.51% |

上記1から3までの結果から、本市においては、基礎（医療）分について、東京都

が算定した標準保険税率と大幅に乖離しており、国保事業費納付金を賄うために必要な保険税を賦課できていない状況にある。また、後期支援金分及び介護納付金分についても、昨年度よりも乖離し、納付金を賄うために必要な保険税が賦課できていない状況にあると言える。

4 国保事業費納付金における参考指数の状況

本市における国保事業費納付金の参考指数の状況は以下のとおりである。

| 項 目 | 令和4年度 | 多摩26市平均 | 順位 ^{※1} |
|--------------------------|----------|----------|------------------|
| 医療費指数 | 0.9992 | 0.9393 | 3位 |
| 一人当たり総所得金額 ^{※2} | 621,899円 | 736,969円 | 26位 |

※1 順位は、多摩26市で数値が高い順に並べたもの。

※2 一人当たり総所得金額は、医療分に係る金額である。

高齢化に伴う年齢構成の変化による一人当たり医療費の増及び医療需要の伸びに対し、一人当たり総所得金額は低い状況となっており、いわゆる構造的な問題を抱えている状況にある。

5 令和3年度国民健康保険税率等の状況

| 課税項目 | 種 別 | 多摩26市平均 | 本 市 | 備 考 |
|---------|-----|---------|---------|---------------------------------------|
| 基礎（医療）分 | 所得割 | 5.48% | 5.62% | 賦課限度額 63万円 本市限度額 63万円 限度額到達 23市 |
| | 均等割 | 28,797円 | 31,200円 | |
| 後期支援金分 | 所得割 | 1.87% | 1.81% | 賦課限度額 19万円 本市限度額 19万円 限度額到達 26市 |
| | 均等割 | 10,690円 | 12,500円 | |
| 介護納付金分 | 所得割 | 1.72% | 1.76% | 賦課限度額 17万円 本市限度額 17万円 限度額到達 23市 |
| | 均等割 | 12,948円 | 13,000円 | |

本市の税率等は、平成29年度に策定した国保財政健全化計画に基づき、毎年本協議会が答申した内容を基に改定してきたが、令和3年度の税率においては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険被保険者への影響等を考慮し、令和2年度に国保財政健全化計画を変更し、税率改定を見送ったところであるが、多摩26市平均と比較すると大きな差が生じているとは言えない水準になっている。

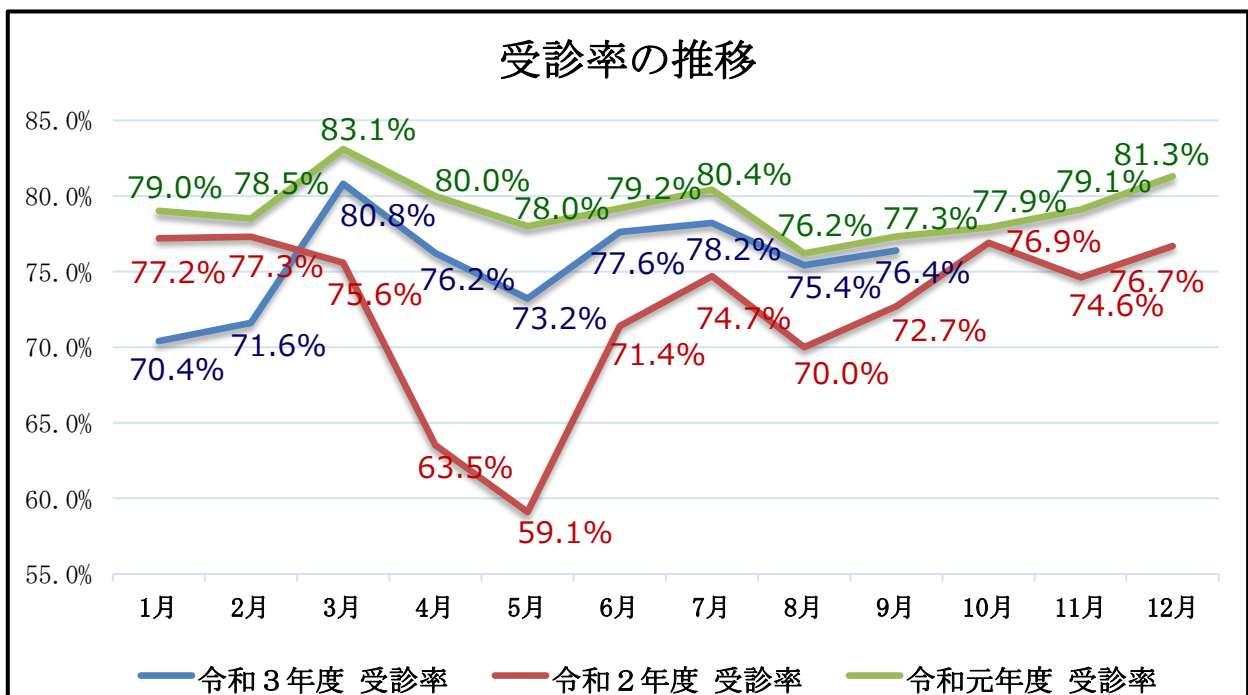
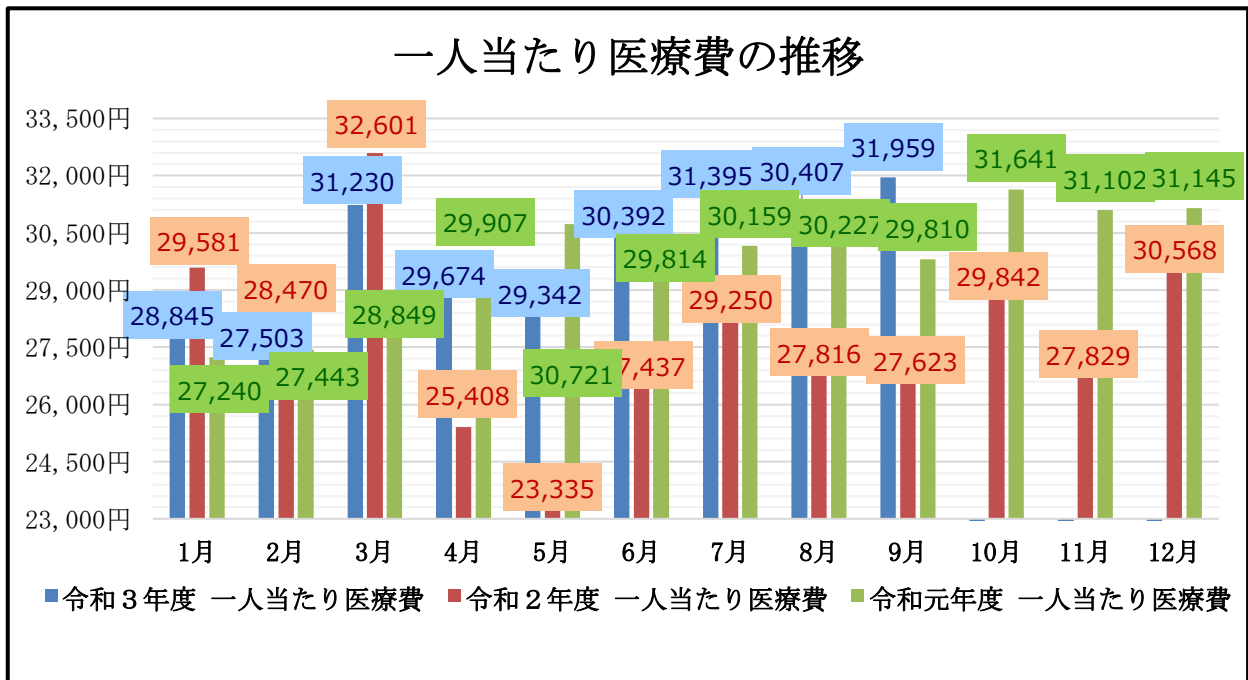
6 国民健康保険被保険者を取り巻く状況等

内閣府が公表した月例経済報告（令和4年1月）によれば、「景気は新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。」とあり、「先行きについては、感染対策に万全を期し、社会経済活動を継続していく中で、各種施策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向

による下振れリスクに充分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と見込まれている。

7 直近の一人当たり医療費及び受診率の推移

令和元年度から令和3年度までの推移については、以下のとおりである。一人当たりの医療費及び受診率ともに、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のあった令和2年度から上昇し、コロナ禍前の令和元年度の状況に戻ってきている傾向にある。



8 応能・応益割合の設定方法

従前地方税法に規定されていた応能・応益割合 50 : 50 の考え方は、平成 30 年度から廃止となっている。

東京都においては、都全体で必要な納付金総額を、全国平均と比較した場合の都の所得係数に応じて配分し、都全体の応能・応益割合を算定している。

また、東京都国民健康保険運営方針においても各区市町村における標準保険税率を算定する際に、都の所得係数を反映した上で、各区市町村の所得水準に応じて標準的な応能・応益割合を算定することとしている。

【参考 1】本市の令和 3 年度当初賦課時点における応能・応益割合

| 課税項目 | 応能割 | 応益割 | 割合 |
|---------|------|------|---------|
| | 所得割 | 均等割 | |
| 基礎（医療）分 | 56.0 | 44.0 | 56 : 44 |
| 後期支援金分 | 50.6 | 49.4 | 51 : 49 |
| 介護納付金分 | 57.5 | 42.5 | 58 : 42 |

【参考 2】本市の令和 4 年度保険税改定見込みにおける応能・応益割合

| 課税項目 | 応能割 | 応益割 | 割合 |
|---------|------|------|---------|
| | 所得割 | 均等割 | |
| 基礎（医療）分 | 56.6 | 43.4 | 57 : 43 |
| 後期支援金分 | 51.4 | 48.6 | 51 : 49 |
| 介護納付金分 | 58.4 | 41.6 | 58 : 42 |

【参考 3】本市の所得水準に基づく標準的な応能・応益割合

| 課税項目 | 応能割 | 応益割 | 割合 |
|---------|------|------|---------|
| | 所得割 | 均等割 | |
| 基礎（医療）分 | 51.3 | 48.7 | 51 : 49 |
| 後期支援金分 | 51.8 | 48.2 | 52 : 48 |
| 介護納付金分 | 54.2 | 45.8 | 54 : 46 |

9 当初予算における法定外繰入金の状況

| 年度 | 法定外繰入金 | 被保険者一人当たり額 |
|---------|---------------|------------|
| 令和 2 年度 | 495,007,000 円 | 28,779 円 |
| 令和 3 年度 | 465,378,000 円 | 27,812 円 |

当初予算における法定外繰入金については、令和 2 年度は、国保財政健全化計画に基づき、令和 2 年度の国民健康保険税率等を見直したことから一定の削減ができたが、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険被保険者への影響等を考慮し、国保財政健全化計画を変更し、税率改定を見送ったため小幅な削減額となった。

令和4年度国民健康保険税率等について

1 令和4年度国民健康保険税率等における考え方

新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響等により、市全体の財政状況は非常に厳しい状況であり、依然として多額の法定外繰入金に依存している国民健康保険財政は、市民負担の公平の観点、一般会計における他の施策の影響から改善していく必要がある。

このような中、令和4年度に東京都に納付する国保事業費納付金は、令和3年度と比較して、後期支援金分及び介護納付金分は減額されたものの、医療費の増等の試算により、全体では約9千万円の増額と過去にない大幅な増加額で示されたところであり、この国保事業費納付金の増額は、基礎(医療)分が増加額のほぼ全てを占め、他の市区町村も本市と同様に大幅な増額状況となっている。

本市では、国民健康保険税率等の改定については、令和2年度に変更した「国保財政健全化変更計画」により、法定外繰入金を削減・解消するため、計画的な税率等の改定を行うこととしているが、今回の東京都の国保事業費納付金の大幅な増額を被保険者の保険税負担に全て転嫁することは、被保険者の負担への影響が大きく適切ではないものとする。

令和4年度の国民健康保険税率等の改定に当たっては、このことを踏まえつつ、国民健康保険被保険者への影響を十分考慮する必要がある。

2 令和4年度国民健康保険税率等

上記の考え方に基づき、税率改定案について複数案の試算を行い、個別のモデルケースの税額の影響、法定外繰入金の見込み等について検討を行った結果、改定税率等については、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 基礎(医療)分

| 項目 | 現 状 | 改定案 | 比 較 |
|---------|----------|----------|--------|
| 所得割 | 5.62% | 5.91% | 0.29% |
| 均等割 | 31,200円 | 32,700円 | 1,500円 |
| 課税限度額 | 630,000円 | 630,000円 | 増減なし |
| 応能・応益割合 | 56:44 | 57:43 | 1:△1 |

基礎(医療)分については、法定外繰入金を削減するため、所得割の率及び均等割の額の増改定を行うものとし、本市の所得水準に基づく応能・応益割合を基本とすべきと考えるが、低所得者層への影響に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

(2) 後期支援金分

| 項目 | 現 状 | 改定案 | 比 較 |
|---------|-----------|-----------|-------|
| 所得割 | 1.81% | 1.83% | 0.02% |
| 均等割 | 12,500 円 | 12,500 円 | 増減なし |
| 課税限度額 | 190,000 円 | 190,000 円 | 増減なし |
| 応能・応益割合 | 51 : 49 | 51 : 49 | 増減なし |

後期支援金分については、今後、後期高齢者医療費の増加が想定されるため、国保事業費納付金の算定結果から、所得割の率の増改定を行うものとし、本市の所得水準に基づく、応能・応益割合を基本とし、併せて、低所得者層への影響に配慮し、引き続き応益割に比重を置いたものとする。

(3) 介護納付金分

| 項目 | 現 状 | 改定案 | 比 較 |
|---------|-----------|-----------|------|
| 所得割 | 1.76% | 1.76% | 増減なし |
| 均等割 | 13,000 円 | 13,000 円 | 増減なし |
| 課税限度額 | 170,000 円 | 170,000 円 | 増減なし |
| 応能・応益割合 | 58 : 42 | 58 : 42 | 増減なし |

介護納付金分については、今後、介護保険に基づくサービス費の増加が想定されるところであるが、国保事業費納付金の算定結果から、令和4年度は据え置くこととする。

上記の基礎(医療)分及び後期支援金分の増改定により、全体として3.7%程度の調定額の増改定を行うが、当該改定のみでは、令和4年度の国保事業費納付金を全て賄うことは困難であることから、今般の国保事業費納付金の算定結果を鑑みると、国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を図るため、歳入不足については、法定外繰入金を増額により賄うことはやむを得ないものとする。

(4) 令和4年度税制改正大綱に伴う対応

現在、令和4年度税制改正大綱において、国民健康保険税の基礎(医療)分並びに後期支援金分の課税限度額の増額改正が予定されている。

| 課税項目 | 賦課限度額改正前① | 賦課限度額改正後② | ①及び②の比較 |
|---------|-----------|-----------|----------|
| 基礎(医療)分 | 630,000 円 | 650,000 円 | 20,000 円 |
| 後期支援金分 | 190,000 円 | 200,000 円 | 10,000 円 |

本市においては、課税限度額については、現時点では、関連法令の改正が行われていないため、現行の課税限度額での答申内容とするが、課税限度額の増額改正がなされた際には、直ちに同様の改正を行い、課税限度額の引上げによる課税増額分

については、基礎（医療）分及び後期支援金分の所得割の率を以下のとおり引下げ、中間所得者層の負担軽減を図ることが適当である。

| 項目 | 現 状 | 答申改定案① | 課税限度額 改 正 後② | ①及び②の比較 |
|---------|-------|--------|-----------------|---------|
| 基礎（医療）分 | 5.62% | 5.91% | 5.87% | △0.04% |
| 後期支援金分 | 1.81% | 1.83% | 1.81% | △0.02% |

なお、国においては被用者保険とのバランスを考慮し、段階的に課税限度額を引上げていく方針が示されており、本市においても、課税限度額どおりの改正を直ちに行うことにより、所得に応じた負担の公平性を確保することが望ましい。

多子世帯に対する国民健康保険税の減免について

1 導入の経過

本市の国民健康保険税の多子世帯に対する減免制度は、平成30年度の国民健康保険運営協議会において「平成30年度からの賦課方式の変更等による税負担に対する3年間の激変緩和措置として導入する」旨の答申を受け、実施に至ったものである。

2 多子世帯に対する減免制度について

多子世帯に対する減免制度は、令和元年度から令和3年度までの激変緩和措置として、「18歳未満の被保険者が2子以上属する世帯で、かつ総所得金額及び山林所得金額の合計額が200万円以下の世帯」について、申請により、「2子目の均等割を半額・3子目の均等割を全額免除」としている。

3 多子世帯に対する減免制度の評価について

(1) 減免実績について

| 年度 | 対象世帯数 A | 減免実績 | |
|-------|---------|-------|-------------|
| | | 件数 B | 減免額 C |
| 令和元年度 | 182 世帯 | 142 件 | 2,468,100 円 |
| 令和2年度 | 177 世帯 | 133 件 | 2,211,900 円 |
| 令和3年度 | 128 世帯 | 112 件 | 2,169,700 円 |
| 3年間計 | 487 世帯 | 387 件 | 6,849,700 円 |

(2) 効果等評価指標

| 年度 | 申請率 E(B/A) | 減免効果等 | | | 市負担額 H (C×10/10) |
|-------|------------|-------------------|-------------|--------------|------------------|
| | | 減免対象世帯の減免前の賦課総額 F | 減免額 C | 減免割合 G (C/F) | |
| 令和元年度 | 78.0% | 19,203,900 円 | 2,468,100 円 | 12.9% | 2,468,100 円 |
| 令和2年度 | 75.1% | 18,032,700 円 | 2,211,900 円 | 12.3% | 2,211,900 円 |
| 令和3年度 | 87.5% | 15,733,400 円 | 2,169,700 円 | 13.8% | 2,169,700 円 |
| 3年間計 | 79.5% | 52,970,000 円 | 6,849,700 円 | 12.9% | 6,849,700 円 |

3年間の合計の減免実績は、対象世帯487世帯に対し、減免件数は387件、減免額は6,849,700円となっており、効果等評価指標では、申請率は3年間の平均で、79.5%と対象者の約8割が申請に至っている。

また、減免前の賦課総額に対する均等割減免額の割合は12.9%となっており、賦課総額の1割以上が減額されることは、対象となる多子世帯の経済的負担の軽減に大きく寄与しているものと評価できる。

4 国の未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置について

国においては関連法令の改正により、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を、令和4年4月1日から施行することとしている。当該減額措置は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である未就学児の被保険者を対象に、当該被保険者均等割額の5割を減額するものであり、本市の多子世帯減免制度と一部対象が重複する部分があるため、このことによる影響等を踏まえて検討する必要がある。

5 本市の国民健康保険税の多子世帯に対する減免制度について

上記1から4までの考え方にに基づき、当該制度の減免実績、評価指標に基づく効果、国の未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置導入に伴う多子世帯への影響、国民健康保険財政への影響等について、検討を行った結果、令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が講じられるが、多子世帯への経済的な負担の軽減及び少子化対策の観点から、本市の多子世帯減免制度については、令和4年度から令和6年度までの3年間の激変緩和措置として継続することが適当である。

おわりに

本市の国民健康保険財政は、一般会計からの多額の法定外繰入金に依存し、収支の均衡を保ってきた経過があるが、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響等により、市全体の財政状況は非常に厳しい状況にあり、法定外繰入金に依存し続けることは、困難な状況にあるため、市民負担の公平の観点、一般会計における他の施策への影響等から、改善していく必要がある。

そこで、平成29年度には「国保財政健全化計画」を策定し、令和元年度及び令和2年度は、毎年約5千2百万円の法定外繰入金の削減を行ってきたところであるが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険被保険者への影響等を考慮し、国保財政健全化計画を変更し、税率改定を見送ったところである。

このような中、令和4年度に東京都に納付する国保事業費納付金は、令和3年度と比較して、全体では約9千万円の増額と過去にない大幅な増加額で示されたところである。平成30年度の制度改正以降の国民健康保険制度では、東京都が国保財政の運営の責任主体として、市区町村ごとに国保事業費納付金及び標準保険料率を決定し、市区町村がこの納付金を東京都へ納めるため、国民健康保険特別会計の収支を踏まえ、税率設定をする仕組みとなっており、本市では、国民健康保険税率等の改定については、令和2年度に変更した「国保財政健全化変更計画」により、法定外繰入金を削減・解消するために、計画的な税率等の改定を行うこととしているが、今回の東京都の国保事業費納付金の大幅な増額を被保険者の保険税負担に全て転嫁することは、被保険者の負担への影響が大きく適切ではないものとする。

このため、令和4年度の国民健康保険税率等については、令和4年度の東京都に納付する国保事業費納付金に必要な国民健康保険税率等について市の負担等を分析し、国保財政の健全化に向けて、国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を図る必要があると考え、答申を行うものである。

本協議会としては、現計画である国保財政健全化変更計画の令和4年度における法定外繰入金削減分を国民健康保険税の税率改定により賄うことを基本として、過去の改定率など税率等の改定状況を踏まえつつ、被保険者の負担と一般会計からの法定外繰入金額のバランスを考慮した税率改定とされたい。

また、平成30年度に答申し、令和元年度から令和3年度までの3年間の激変緩和措置として導入された多子世帯に対する国民健康保険税の減免については、当該制度の減免実績、評価指標に基づく効果、国の未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置導入に伴う多子世帯への影響、国民健康保険財政への影響等について、検討を行った結果、令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が講じられるが、本市の多子世帯減免制度については、多子世帯への経済的な負担の軽減及び少子化対策の観点から、令和4年度から令和6年度までの3年間の激変緩和措置として、引続き継続されたい。